

目 次

プログラム	2
出演者等紹介	3
主催者挨拶	4
市の取り組み紹介	6
特別講演	12
基調講演	18
パネルディスカッション	32
まちづくり宣言	48
発表スライド集	50
写真集：つくばの景観	70

プログラム

12:30 開場

13:00 開会

主催者挨拶 つくば市都市計画部長 長 島 芳 行

13:10 市の取り組み紹介

13:40 特別講演 【「未来構想」・「戦略プラン」・「事業計画」で描かれた
“つくば市の景観計画”を実現するための「はじめの一步」】

講演者 川 手 昭 二（筑波大学名誉教授）

14:40 休憩

14:50 基調講演 【「熊野古道に外国人観光客を呼び込もう！」
～世界に通用する観光地を目指すブランド戦略～】

講演者 多 田 稔 子（田辺市熊野ツーリズムビューロー会長）

筑波山のさらなる魅力向上のため、世界遺産となった「熊野古道」のミシュラン三つ星獲得の立役者である田辺市熊野ツーリズムビューロー会長の多田稔子氏から、その取り組みを御講演いただきます。

15:50 休憩

16:00 パネルディスカッション

貴重な財産であるつくば市の景観を維持・継承・改善するため、その取り組みについて考えるパネルディスカッションを実施します。

コーディネーター

横 張 真 （東京大学大学院工学系研究科教授）
（つくば市景観審議会会長）

パネリスト

多 田 稔 子 （田辺市熊野ツーリズムビューロー会長）
吉 原 一 行 （つくば観光ボランティアガイド298会長）
雨 宮 護 （筑波大学システム情報系社会工学域准教授）
上 野 弥智代 （里山建築研究所 一級建築士）
（つくば市景観審議会委員）

17:00 まちづくり宣言 つくば市長 五 十 嵐 立 青

閉会



川手 昭二 (筑波大学名誉教授)

東京都出身。創設期の日本住宅公団(現・独立行政法人都市再生機構)で多摩ニュータウンや港北ニュータウン建設を指導する。1978年から都市計画方面の人材育成にも携わり、筑波大学第三学群社会学系教授、芝浦工業大学システム工学部教授を経て、1998年から筑波大学名誉教授。退官後は自ら計画した港北ニュータウンに住まいながら、多くの研究者、学生、住民が参加する港北ニュータウン研究会を継続して開催。開催回数は100回を超える。現在、2004年に発足した特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会の理事を務め、港北ニュータウンに関する記録の公開に取り組んでいる。



多田 稔子 (田辺市熊野ツーリズムビューロー会長)

和歌山県出身。和歌山大学教育学部卒業。
2006年に設立された、田辺市内5つの観光協会で組織する「田辺市熊野ツーリズムビューロー」の会長に就任。熊野古道エリアを「世界に開かれた上質で持続可能な観光地」とすることを目指して活動している。本業の株式会社双美商会(ビルメンテナンスや人材派遣業を営む)では、取締役副社長として経営参画する。和歌山県景観審議会委員、和歌山大学観光教育研究協議会委員などを務める。



横張 真 (東京大学大学院工学系研究科教授、つくば市景観審議会会長)

東京都出身。1986年東京大学大学院修了。専門は緑地環境計画学。博士(農学)(東京大学)。農水省農業環境技術研究所研究員、筑波大学大学院システム情報工学研究科教授、東京大学大学院新領域創成科学研究科教授を経て、2013年より現職。日本都市計画学会会長、日本造園学会会長、国土交通省社会資本整備審議会臨時委員、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会委員、つくば市景観審議会会長などを務める。



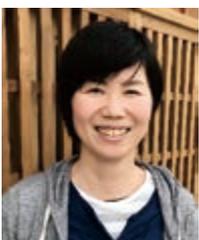
吉原 一行 (つくば観光ボランティアガイド298会長)

つくば市出身。大手通信会社において、主に「法人営業、企画、労務、総務、人事」を担当。2011年3月退職後、つくば観光ボランティアガイドに携わり、現在、会長として5年目となる。同会はつくば市内の観光ガイドを年間約140日程度行っており、自身も他地域観光ガイドとの交流(県南地区会長)、ガイド講師、年間30日程度の観光ガイドを行っている(筑波山神社、梅林、平沢官衙、小田城跡など)。筑波山地域ジオパーク推進協議会会員として、観光ガイドの立場からジオパークの推進にも努めている。



雨宮 護 (筑波大学システム情報系社会工学域准教授)

山梨県出身。2007年筑波大学大学院修了(博士(社会工学))。専門は都市計画。日本学術振興会特別研究員、警察庁科学警察研究所研究員、東京大学空間情報科学研究センター助教を経て、2014年より現職。つくば市都市計画審議会委員、明るいまちづくり協議会副会長、つくば市生活安全推進協議会副会長、つくば市緑の基本計画策定委員会委員などを務める。



上野 弥智代 (里山建築研究所、つくば市景観審議会委員)

兵庫県出身。筑波大学芸術専門学群建築デザインコース卒業。一級建築士。筑波山麓にて里山を生かす住まいの設計に取り組み、震災復興支援、地域のまちづくりや茅葺き文化の継承と発展のための支援活動に取り組んでいる。日本茅葺き文化協会理事、つくば市景観審議委員を務める。



司会 鈴木 もえみ (フリーアナウンサー)

つくば市在住。TBS報道局に所属し、報道レポーターとして約3年間活動。その後、フジテレビ「ひらけ!ポンキッキ!」の8代目のお姉さんとして約3年間出演。常陸宮両殿下・内閣総理大臣他をお迎えしての「日本税理士制度70周年記念式典(帝国ホテル)」、「国際科学技術博覧会つくば科学万博記念財団25周年記念式典」、「つくばエクスプレス沿線サミット」、「筑波研究学園都市50周年記念式典」など、さまざまなジャンルの総合司会を務めている。つくば市より「文化振興功労者表彰」受賞。つくば市総合計画審議会委員、つくば市行政評価懇談会委員、つくば観光大使審査員を務める。

主催者挨拶



つくば市都市計画部長

長島 芳行

皆様こんにちは。本日は、つくば市景観条例制定10周年事業「景観シンポジウム」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。つくば市の都市計画部長をしております長島です。どうぞよろしくお願いたします。

本来であれば五十嵐市長がご挨拶申し上げるところですが、公務のため開式に出席できませんので、代わりまして私の方から少しお時間をいただきまして、開会のご挨拶を申し上げます。なお、五十嵐市長は、別会場での公務が終了次第、シンポジウムに参加の予定です。

さて、本日のシンポジウムは、つくば市が景観行政の取り組みを始めて10年が経過し、さらに魅力的な都市にしていくため、多様な取り組みをより多くの皆様にご参加、ご協力をいただく機会にしたいとの想いから開催することにいたしました。

まずは開催にあたり、シンポジウムの企画案をご検討いただきました、つくば市景観審議会会長の横張先生に感謝申し上げます。横張先生には、シンポジウム後半のパネルディスカッションにご登壇いただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、横張先生からご紹介いただきまして、本日の講演者として、筑波大学名誉教授で、ニュータウン事業や筑波研究学園都市建設にも関わりの深い川手先生、また、熊野古道を世界の観光地とした田辺市熊野ツーリズムビューローの多田会長のお二人につくば市においていただくことができました。誠にありがとうございます。お二人からは、つくば市が

景観まちづくりを進めるに当たり、目指すべき道筋が見えてくるお話をお聞きできていると思っております。どうぞよろしくお願いたします。

また、つくば観光ボランティアガイド298の吉原会長、筑波大学の雨宮先生、里山建築研究所の上野様、皆様には、パネルディスカッションでのご協力をよろしくお願いたします。

さて、ここで話を変えまして、条例制定当時の約10年前を少し振り返ってみたいと思います。皆さんご承知のように、つくばエクスプレスが平成17年8月に開通しました。この年に、つくば市では初めてとなる「都市計画マスタープラン」を策定しました。このマスタープランに、私たちは「景観条例」の制定について記載しています。平成16年に景観法が国において制定されたこともありますが、つくばエクスプレス沿線での都市づくりにおいては、研究所や公共施設が多くを占める筑波研究学園都市の建設とは異なり、土地区画整理事業の性質上、民間事業が主体となって建築物の建設が進むこととなりますので、景観形成のルール作りが必要になると考えました。

スライドを見ていただきたいと思います。今、私たちがいるこの地区の航空写真となります（図1-1）。都市の形が全くないことが分かると思います。次に、この地区の開発を進めるに当たって定めた土地区画整理事業の土地利用計画となります（図1-2）。この土地利用計画に従い、市街地整備を進めてきました。次のスライドです。現在の市街地の航

空写真です（図1-3）。最初の写真と比べて、土地利用計画に沿って市街地が形成されていることが分かります。道路や公園は計画どおり作ることができますが、個人や法人が所有する土地では、「用途地域」や「地区計画」という都市計画上の規制はかかりますが、周辺との調和を図るという視点での明確な制限はあまりなく、まちの中では、様々な建築物が建設されていきます。その際、どのような基準を設定して地域に合った都市景観を創り出せるのか、そのようなことを検討してきました。

横張会長を委員長として委員会を設置し、「景観計画」、「景観形成基準」、「景観条例」案の作成などの検討を進め、平成19年6月に「つくば市景観条例」の制定に至りました。景観誘導を図るシステムとして、規模の大きい建築物を建設する際には、事前に市へ届出をしてもらい、市が定めた「景観形成基準」に基づいて審査を受けるという運用を図っています。この会場となっているイーアスつくばは、景観条例制定後の届出第1号の建築物となっています。延べ面積が約10万平方メートルという大規模建築物でしたので、当時はどうのように審査したらいいのか苦慮した記憶があります。

もう一つ景観に関わる制度として「屋外広告物条例」を制定しています。店舗の看板を設置する際の基準となるものです。つくば市の広告物の基準は厳しいものとなっていますので、特に市役所周辺の店

舗の広告物と、他の都市の店舗などを比較していただくと違いが分かるのではないかと思います。

最後になりますが、様々な景観の取り組みから波及するものとして、心地よい生活空間づくり、まちの賑わいづくり、観光振興、環境保全、伝統文化の継承、郷土意識の高まりと共有化など、さまざまな効果に期待しているところです。このあと、景観担当の藤原係長からつくば市の景観行政の取り組みをご報告させていただきますので、私からは以上とさせていただきます。本日は、シンポジウムの最後まで、どうぞよろしくお願いいたします。



図1-1 平成14年の研究学園駅周辺

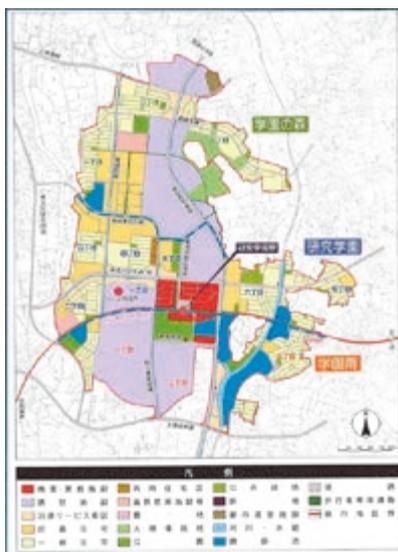


図1-2 土地利用計画図



図1-3 現在の研究学園駅周辺

市の取り組み紹介



つくば市の景観行政

つくば市都市計画部都市計画課

街並み景観係長 藤原 稔久

景観とは？

景観とは何でしょう。この会場にお越しいただいている方にとっては、今更の話かもしれませんが、再確認させていただければと思います。ちなみに、このスライド（図2-1）で使用している写真は、左上が神郡からの筑波山への景観、右上が三井ビルから筑波山方面を見て研究学園都市が手前に見える景観、左下がみどりの駅周辺の無電柱化された住宅地の景観、右下が北条から筑波山へ続くつくば道沿いの神郡で、伝統的集落景観です。



図2-1 景観とは？

景観は、それぞれの地域ごとの、歴史・地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達ひとりひとりの暮らしや経済活動等、技術の進歩や法律等の制度などが背景となって作られるものです。

また、景観を別の切り口で分類すると、次の3つに分類することができます。1つ目が保全する景観。2つ目が創る景観。3つ目が管理する景観です。それぞれ具体例を見ていきたいと思ひます。

1つ目の保全する景観の具体例は、里山景観や

河川景観があげられます（図2-2）。ちなみに、左の写真は、平沢・山口地区の棚田景観です。右の写真は、桜川にかかる栗原地区の桜橋から筑波山方面への景観です。



図2-2 保全する景観

次に、2つ目の創る景観ですが、筑波研究学園都市に代表される都市景観や、筑波山神社に代表される歴史的景観が挙げられます（図2-3）。



図2-3 創る景観

最後に、3つ目の管理する景観ですが、これは、写真のような放置された自転車や、管理されずに荒れた状態となっている平地林などが挙げられます（図2-4）。



図2-4 管理する景観

それでは、いろいろな景観があることをご紹介しますので、そのような景観を良好な状態にすると、どんないいことがあるのかという話をいたします。良好な景観から生み出されるものとしては、次の3つがあります。

1つ目として、身の回りの景観の良さは、潤いのある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。

2つ目として、美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活性にする役割を担います。

3つ目として、良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、伝統文化の継承など、人々の地域に対する愛着やふるさと意識の向上につながります。

次に具体例を紹介いたします。三重県の伊勢市の内宮おはらい地区のまちづくりの事例(図2-5)です。左側が平成4年の写真ですが、電線類やお店の看板が乱雑に並んでおり、統一感のない街並みでしたが、街並み整備が行われた後の平成14年では、電線類の無電中化や石畳化等の施設整備がなされすっきりとした街並みとなっています。観光客数も、平成4年の35万人から10年間で300万人と約9倍に増加しています。



図2-5 内宮おはらい地区のまちづくりの事例

景観まちづくりとは？

良好な景観を形成するために、私たちが行っていくのが「景観まちづくり」なのですが、この「景観まちづくり」という言葉についてご説明します。

「景観まちづくり」とは、自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資源として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みです。また、「景観まちづくり」は、現在の良好な景観を大事に保全することだけではなく、新たに、近代的で美しく魅力的な景観をつくりだすことも含みます。さらに、清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざしたまちの景観を整えるための地道な活動も「景観まちづくり」に貢献しています。

この図(図2-6)は、景観まちづくりは、市民、事業者、市のそれぞれが、景観形成に果たすべき責務を認識し、主体的に、あるいは協働して取り組むものであることを示しています。市が景観条例に基づく基本的な景観の誘導、景観形成に関する情報提供、意識の啓発や支援等を行い、事業者が建築行為や業務活動として景観形成に貢献し、市民が地域における景観の維持・保全活動を行うというものです。

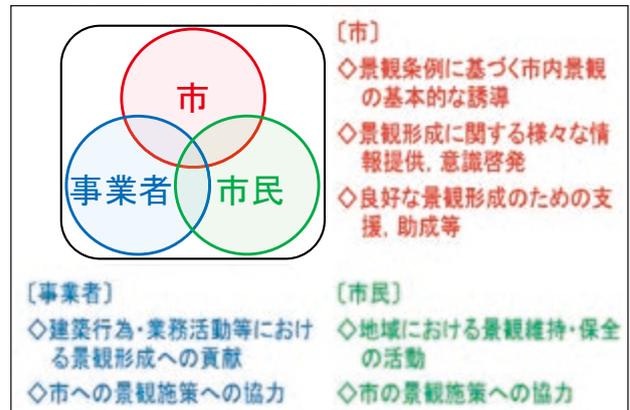


図2-6 景観まちづくりの連携

景観まちづくりは、まちや地域に対して意義深く効果のある取り組みであることはもちろんですが、取り組む人たちにとっても「やりがいのある魅力的な取り組みである」ということで、景観まちづくりの意義や魅力は5つあります。

1つ目として、身近な空間の見え方や印象を美しく快適に整える景観まちづくりを通じて、身の回りの心地よさが得られます。

2つ目として、歴史的・伝統的な景観の保全や、まちの新しい魅力をつくる景観まちづくりは、わが

まちの個性を育みます。

3つ目として、地域の活性化やコミュニティの育成など、地域の課題改善にも役立ちます。

これらは、取り組む人にとっての魅力に加え、まちや地域とっても意義を持っています。

4つ目として、目に見える成果や地域の交流などを通じて、取り組む人に大きな充実感をもたらします。

最後に、5つ目として、自分のまちや暮らしの良さに気づき、愛着や誇りを持てるようになります。

次に、地域に根ざした景観まちづくりの第一歩として、地域の景観を改めて見つめ直してみるために、まち歩きをおススメしたいと思います。特別に「景観まちづくり」ということを意識しなくても、まち歩きそのものが、新しい発見に満ちて、刺激的で楽しいものです。また、ジョギングや自転車でも、普段、車では気づかなかったものに気づくことができると思います。

住んでいるまちの景観を楽しんでみることで、景観を楽しもうと思いがちに出ることも、まずは気軽にそこからはじめてみませんか。

それでは、景観を楽しむためのポイントを3つ、ご紹介いたします。1つ目は、何はともあれ、まちを歩こうということです。それがなければ始まりません。最近ではまち歩きで見つけた様々な景観を写真に撮って、ホームページやSNSで紹介している人も増えてきました。こういうことも景観まちづくりへつながる第一歩と言えると思います。2つ目は、日本は四季がある国ですので、季節を感じられる要素に注目してみるのはいかがでしょうか。3つ目は、場所が違えば景観も違います。多様な景観の持ち味を味わうことが景観を楽しむ醍醐味の一つです。また、緑や水、地形、建物や構造物、歴史性、夜景などの景観の対象だけではなく、パノラマでみたりクローズアップしたり、見方にも多様さがあります。

続いて、まち歩きの際にぜひ参考にさせていただきたいのが、つくば市都市計画課で作成しました「つくばの景観100」です。これは、平成17年3月のつくば市都市計画マスタープランの策定に協力した、市民ワークショップ景観班のメンバーと市職員が協働で作成したもので、市内300か所以上から厳選

し、100の景観としてまとめたものです。

この景観班のメンバーが主体となり、現在は「景観ワーク」という団体として、つくばの景観について考える活動をしています。

ここで、少し景観ワークをご紹介します。主な活動内容としては、市が主催する「景観見学会」で市民スタッフとしてサポートしていただきました。また、「つくばの景観100」をもとに、移り変わる景観の確認や、新たな景観スポットを探すなど、つくばの景観について活動をされています。

さて、景観まちづくりの理解を深めるためには、イベント等を活用することも効果的です。市で主催している「景観見学会」は「つくばの景観100」を発行したことを契機に、市内の素晴らしい景観などを皆様に知っていただくために開催しているイベントです。

これまで13回開催してきましたが、今回、景観条例10周年を機に、これまで景観見学会で訪れた場所などをモデルコースとして取りまとめ、より多くの皆様に楽しんでもらえるよう、「つくば市の景観マップ」として現在作成中です。

つくば市景観条例・つくば市景観計画

ここからは、つくば市景観条例とつくば市景観計画の策定までの経緯についてご説明いたします。社会の大きな流れとして、つくばエクスプレス沿線開発のような市街地開発による景観への意識の高まりや、つくばセンターの再整備のような都市の再生、国立市のマンション訴訟に代表される都市景観をめぐる紛争や歴史的建造物の保存など、美しい街並みや良好な景観を維持・保全するため、法律や条例に基づくルールの必要性が叫ばれるようになり、平成16年に景観法が制定されました。

一方、つくば市は、茨城県の同意を得て、平成17年8月に景観法に基づき景観行政を進めるため「景観行政団体」となり、平成19年6月に「つくば市景観条例」を制定しました。同年10月には「つくば市景観計画」を策定し、良好な景観の形成に努めています。

景観計画の区域は、つくば市全域となっております。

つくば市の景観の特性から、つくば市の景観構造として、4つの骨格軸と3つのゾーンを設定し、それぞれに「景観形成方針」を定めました。つくば市のシンボルとなる景観を楽しませる4つの骨格軸は、①筑波山への視線軸、②筑波研究学園都市の都市景観軸、③水辺の景観軸、④緑の拠点・骨格軸となります。都市の成り立ちが醸し出すつくばらしい景観を形成する3つのゾーンは、①自然地形の眺望と田園の景観を形成するゾーン、②研究学園都市の景観を形成するゾーン、③新都市の景観を形成するゾーンとなります。

市内の特に良好な景観の形成を図る必要がある区域については、「景観形成重点地区」に指定し、地区ごとの特性を生かした良好な景観の形成を促進するため、「景観形成方針」を定めています。指定されている地区は大きく3つで、1つ目は、筑波山の水郷筑波国定公園に指定された区域です。2つ目は、筑波研究学園都市の区域です。この区域は、区域内の土地利用から、さらに3つに区分して、景観形成重点地区に指定しています。3つ目は、都市計画において、地区計画の定められた区域です。これらの区域ごとに「景観形成方針」を定め、地域特性をいかしたきめ細かな景観の誘導を図っています。

次に、行為の届出制度についてご紹介いたします。届出制度は、良好な景観の形成を図る取り組みの柱となるものです。一定規模を超える建築や開発の行為について、行為の着手の30日以上前に届出を行い、「景観形成基準」との整合を図ります。「景観形成基準」は、届出が必要となる行為を行う際に遵守すべき基準であり、位置、形態意匠、色彩、材料、敷地の緑化及び外構デザイン、駐車場、屋外照明など、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めています。

それぞれに配慮すべき事項がありますが、本日は時間の都合上、色彩のみご紹介いたします。色彩については、建築物の外壁の色彩基準をマンセル値というものをを用いて定め、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮するよう、誘導しています。街並み全体の色彩の調和に配慮するための例として、色の種類である色相をあわせたり、明るさである明度や鮮やかさである彩度をあわせると色彩にまとま

りが感じられるようになります。また、大規模な建築物の色彩の工夫として、長大な壁面となりやすい大規模な建築物では、配色の組み合わせなどによって圧迫感や威圧感を軽減することができます。

景観に関して、最後に、行為の届出の事例についてご紹介いたします。某家電量販店の事例ですが、左の写真が他市町村、右の写真がつくば市になります（図2-7）。色彩の基準を遵守していただいたことにより、落ち着いた外観となっています。また、後程ご紹介いたします、屋外広告物条例との関連で、看板の大きさが抑えられていたり、文字の色と背景の色を逆転させているのも落ち着いた外観になっている要素の一つです。



図2-7 行為の届出の事例

屋外広告物について

屋外広告物について、まず、屋外広告物とは何かという話ですが、屋外広告物とは、「屋外で、常時または一定期間継続して、公衆に表示されているもの」で、看板や広告幕、はり紙・はり札などのことを言います。良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物を表示する際には、許可が必要となっています。

つくば市では、平成24年7月に、「つくば市屋外広告物条例」を制定し、それまでの茨城県屋外広告物条例による規制ではなく、つくば市の実情に合わせた規制を行っています。つくば市屋外広告物条例では、つくば市全域を、原則広告物を表示できない「禁止地域」と許可を受けて表示できる「許可地域」に区分し、許可地域は、都市計画と土地利用状況に合わせ、さらに5つに区分されています。屋外広告物の許可基準としては、表示面積の上限を決めることにより、巨大な看板の設置を規制しています。また、派手な色彩の使用を制限することにより、奇

抜な看板の表示も規制しています。県条例から市条例になったことにより、実態に即した指導が可能となりました。

その一例として、市内の某店舗ですが、左が他自治体の写真、右がつくば市の写真になります（図2-8）。つくば市の条例を遵守していただいたことで、比較すると非常に落ち着いた感じになっています。次に、今日の会場であるイーアスつくばさんですが、こちら（図2-9）は、広告物の表示面積を必要最小限に抑えるため、広告物を集約化しています。また、特徴的な事例として、写真のバス停上屋添加広告物（図2-10）については、道路空間の活用に係る制度を活用し、市内8か所に設置されています。広告収入によりバス停が維持管理されています。背面のパネルは、筑波大学の学生さんによる作品で、周辺の景観に溶け込むデザインとなっています。



図2-8 許可申請の事例1



図2-9 許可申請の事例2



図2-10 許可申請の事例3

左の写真（図2-11 左）は、つくば駅の駅前通りですが、広告物を必要最小限の大きさや設置数にすることにより、スッキリとした街並みになっています。右の写真（図2-11 右）は、市役所近くの新都市中央通り沿いの街並みですが、野立広告の高さと大きさが制限されていることにより、統一感のある街並みとなるとともに、空が非常に広く感じられるようになっています。このように「つくば市屋外広告物条例」を制定したことにより、新しい街並みが生まれています。



図2-11 (左) つくば駅 駅前通りの街並み
(右) 新都市中央通り沿いの街並み

最後に、違反広告物に対する措置について、ご紹介します。これ（図2-12）はつくば市で作成したチラシですが、このような違反広告物に対しては除却活動を行っており、職員によるパトロールのほか、「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」を活用したボランティアによる除却や業者への業務委託による除却も行っています。除却の対象となる広告物は、簡易に除却できる、はり紙、はり札、立看板、広告旗の四種類です。



図2-12 チラシ：このような表示は違反です！

これまでの実績を表にしたものです。グラフにするとこのような感じです（図2-13）。以前は違反広告物が非常に多く、1万件近い状況にありましたが、広告媒体の変化などにより減少傾向にあり、ここ最近は多少の増減はみられるものの、500枚ほどでほぼ横ばいですので、今後も継続的な取り組みを続けていきます。この表は、誰がどれくらい除却したかという表ですが、ボランティアの方々の活動も大きなウエートを占めています。

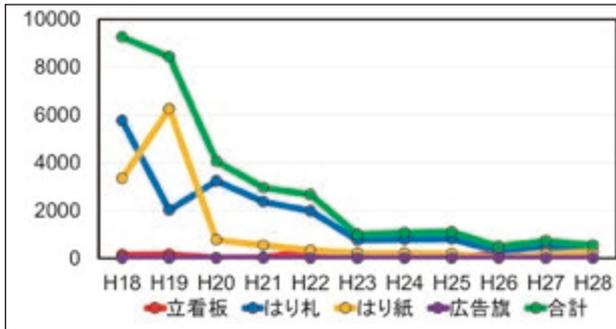


図2-13 違反広告物の除却実績の推移

違反広告物の中で近年増加しているものに関して、区画整理の進行に伴い宅地分譲や住宅展示場が増えたこともあり、それらに関連した違反広告物がよく見かけられるようになりました。三角コーンを利用したものが歩道や道路上に設置され、歩行者等の通行への妨げとなっていたり、街路樹や電柱に針金やテープで貼り付けてあったりするので注視しています。

そのほか、簡単に除却できない写真のような違反広告物（図2-14左）に対しては、撤去するよう施工業者へ指導しておりますが、なかなかスムーズに進まないのが現状です。今後は、施工業者だけではなく、広告主や土地所有者に対して、屋外広告物条例の更なるPRが必要だと考えております。また、市民の皆様にも条例を周知することにより、厳しい目で見ていただくことが必要であると考えております。右の写真（図2-14右）のような落下事故が起きないように、是正に取り組んでいきます。



図2-14（左）簡単に除却できない違反広告物
（右）落下事故（平成28年8月台風）

私からの発表は以上です。ありがとうございました。

特別講演



「未来構想」・「戦略プラン」・「事業計画」で描かれた“つくば市の景観計画”を実現するための「はじめの一步」

筑波大学名誉教授

川手 昭二 氏

概要

つくば市景観計画の届出制度と相談システムは、開発者が、開発地区の“景観計画の基本方針と未来構想戦略プラン”を勉強し、設計に反映させる窓口です。窓口になった課が、開発地区周辺の利害関係者と話し合う機会を作るための制度でもあります。

相談システムの窓口になった課は、開発地区周辺の利害関係者と話し合う会の地元代表になるべき人の意見を聞き、“開発地区の景観計画の基本方針”を行政が定め、開発者の、事業計画に対する開発地区周辺の利害関係者の意向を斟酌して、行政の方針に近づける仕事をします。

つくば市の景観構造

“景観計画の基本方針”は、「つくばの景観構造」を三つの地帯に分けて説明しています（図3-1）。

- ① 研究学園都市：つくばの台地に、東京の大学・研究所・公務員住宅を、南北に展開する幹線道路（景観に重点を置いた横断面設計）に沿って配置したまち。
- ② つくばエクスプレス各駅前地区：自然緑地で囲まれた、美しい住宅市街地が形成されることを目指した駅前まち。
- ③ 旧集落地区：つくばの自然の中に適合するように努力してできた集落。



図3-1 当日配布資料4ページ上段

届出制度・相談システムと市民参加の戦略

開発地区周辺の利害関係者と話し合う会は、“景観まちづくりへの市民参加組織”です。

市民参加の例として、今から50年前に提案された、飛鳥田横浜市長の「市民参加のまちづくり理念」を実行した横浜市の職員の方法を紹介します。

市民は“市民参加の会”で、勝手なことを言えば横浜市が全部まとめてくれるだろうと思い込んでおります。それを乗り越えるために、横浜市の職員は、自分が所属する部署の現地を歩き回り、ヒヤリング調査することから始めました。調査の過程で頭に浮かんだ提案を仲間と議論し“地区住民の注文案”を作成し、“市民参加の会”で、案を社会実験する気持ちを盛り上げて、住民と行政協働の“とにかくやってみる”に漕ぎつきました。

この手順を、つくば市景観計画の届出制度と相談

システムに取り入れることを提案いたします。

つくばを美しくするために、 行政と地区住民は、何をしたらよいか

生活圏の“あるべき風景”は、人それぞれ微妙に異なります。

人によって異なる景観と風景になります。

景観と風景とは違います。例えば、景観の場合は、景観基準があります。明度、彩度という基準です。しかし、風景に基準はありません。風景はメタフィジックで客観化するのには困難で、話し合っ理解することが必要になります。

相談システムの話し合いを繰り返す過程で、“開発者の風景”と“住民が楽しんでいる地区風景”が両立する妥協案を、言葉で説明しあってみます。

全員が納得する風景の共有が出来たところで、市の職員がまとめ役になって、“風景を構成する景観基準”を作成します。

“市が定めた景観基準”を根拠にした“まとめ役”になる市の職員の力量を試そうと思い、宿題を出してみました。

藤原係長さんに、宿題を矢継ぎ早に出しましたら、矢継ぎ早に答えが出てきて、全て正解でした。

つくば市の職員はすごい、非常に高いレベルの職員がいっぱいということを確認することができました。あとは藤原係長さんの案を、つくば市景観計画の実行の第一歩として、市長が、ゴーサインを出してくれるようお願いするだけです。

雨宮准教授と藤原係長が作成した、 つくばの美しさを実感するコース案

この案は、つくば市景観計画実現の第一歩として、市民に“まずこのコースを歩いてみましょう”と呼びかけるためのものです。

図3-2は、見える場所が広く分布している筑波山をどう見せるかを検討するための図です。

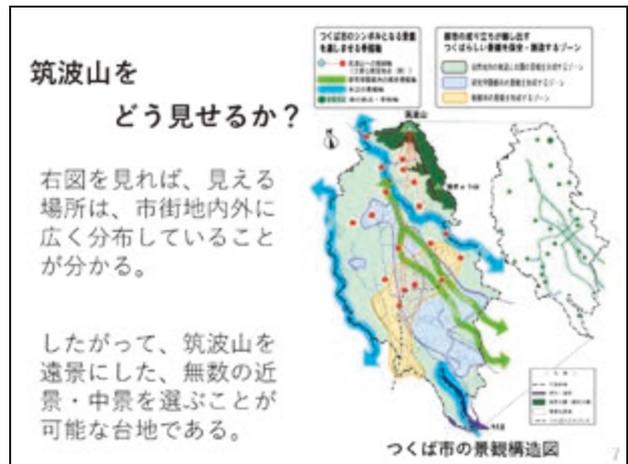


図3-2 筑波山をどう見せるか?

図3-3は、国際学会に来た家族のエクスカージョンや、ジオパーク見学を、筑波山を眺めながら行うひと筆書のバスルートです。全長80キロメートルになりますので、2日コースにしました。



図3-3 一筆書きバスルート

図3-4は、旧桜村のほうから筑波山に向かってバスから見る写真で、筑波山に近づきながら見える景色が、写真の順序になっていて、筑波山の見え方がいろいろ変化していることが分かります。近景、中景が変わりながら、遠景の筑波山が見えて、しかも、だんだん大きくなるという見え方です。



図3-4 「一筆書き」で感得できるつくばの景観（前半）
筑波山に近づくコース

図3-5は、筑波山から遠ざかりながら、振り返ってみる景色です。



図3-5 「一筆書き」で感得できるつくばの景観（後半）

このコースを2日走ってみれば、筑波台地、つくば市のことはわかったと思えるバスルートをつくってくれ、断面図まで描いてくれました。

藤原係長が作成した つくば市の将来を作る三つの区域 に展開される美しいコミュニティを 味わうコース

つくばエクスプレスの駅から、自転車に乗るコースを考えてみませんかという宿題を出してみました。1週間ぐらいで見事に図3-6を書いてくれて、しかも、その見える場所の意味も、ちゃんと全部詳しく説明してくれました（図3-7、図3-8）。



図3-6 時速15キロメートルの自転車に乗って、道端の休む場所で、景観資源をじっくり眺めるためのコース

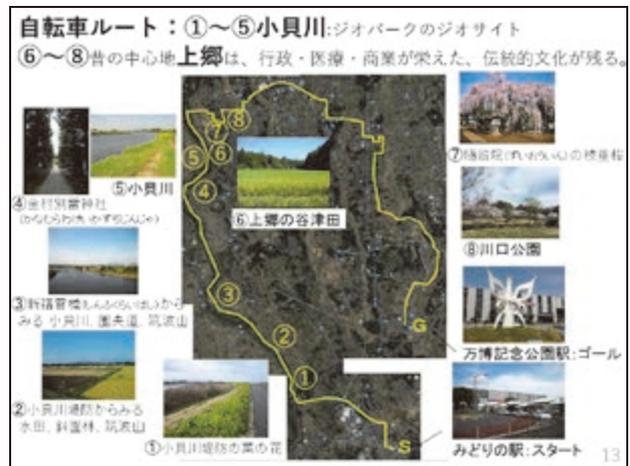


図3-7 自転車ルート（往路）
①～⑤：小貝川沿いのグループ
⑥～⑧：上郷グループ



図3-8 自転車ルート（復路）

図3-9は、つくば市の将来を作る三つの区域を、美しい風景の街に育て、区域のコミュニティを、安全に美しい景観を味わいながら移動できる市街地構造にする案です。

三つの地区である、筑波研究学園都市・つくばエクスプレス駅の生活圏、昔の集落、筑波山について、どのような美しさの構成になっているかということ定義した上で、それを育成するにはどうすればいいかという説明になっています。

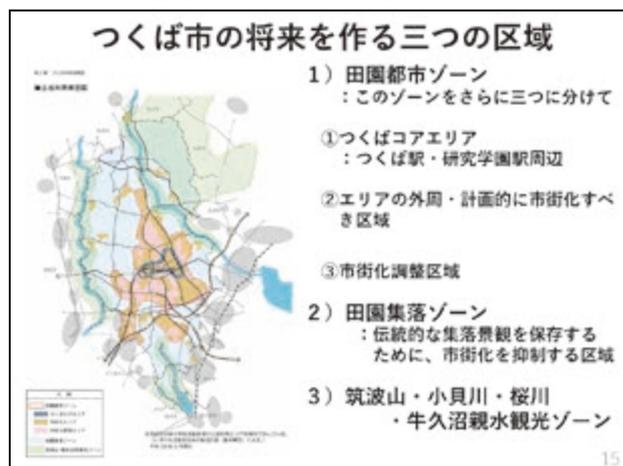


図3-9 つくば市の将来を作る三つの区域

住民参加のまちづくりの会で、このコースの説明をすればよいのです。コースの見せ場になる地域の住民が提出する①美しい景観を育てよう、②子供のころの思い出の風景を復活させようなどの思いを互いに理解し合って、共通の風景をそれぞれが頭に描いて“風景を構成する景観基準”を定めるための住民参加です。

それぞれが頭に描く風景の話をも、共通の風景として描くための話し合いです。話し合いの手助けをするのは行政職員です。

「景観と風景」・「風景の復活させ方」を行政が勉強し、住民と話し合うときの「たたき台」をつくるのが大切です。

景観計画の事業計画を

どの課がリードするのか

景観計画の仕事を分類し、何課がどの仕事を担当するのも計画書は定めています

どの仕事も地域住民と協力してやる仕事ですから、

幾つかの課が出てくることになり、いわゆる“出会い帳場”になる恐れがあります。それを避けるためにどの課がリードするのかを定めておくのが望ましいと思います。市民のほうからテーマを出してくれば、一番フィットしやすい課は何課にするのがいいかを定めることが出来ます。

地区住民は、毎日の戸外活動の中で、もっと歩きやすい道・保全したい眺めの良い場所を思いながら生活していますので、思いをまとめることは、容易な仕事です。

線引き都市計画を活用した、市の景観計画

つくば市の将来を作る三つの区域の研究学園都市を、“つくばコアエリア”と、その外周部の二つに分けて、つくばコアエリアを市街化区域、外周部を市街化調整区域に分けております(図3-9)。

つくばエクスプレス各駅前地区は、徒歩圏を市街化区域、その外側を市街化調整区域にしています。

市街化区域は、用途地域の指定の時に、壁面線・建築物の高さを、景観計画に合わせて指定出来ます。

市街化区域の外周部は、開発投資をする人がいるかどうか不明の状況ですので、市街化調整区域を指定して、開発したい人が現れた時に、景観の視点を検討することを定めています。

田園集落ゾーンは、伝統的な集落景観を保存するための市街化を抑制する区域にしています。

つくば市の将来を作る三つの区域

三つの区域について、共通するまちづくりの理念をつくってくださいという宿題を出してみました。

答えは、以下の4点でした。

- ① 子供を大切にするコミュニティの形成。
- ② 住民の自動車事故をゼロにするために、住宅地域に関係のない通過交通はすべて締め出し、区画道路は最高時速15キロメートルとする。
- ③ つくばで育った子供たちの思い出の景色、年中行事を育て、守る。
- ④ つくば市のどこに住んでいる人でも、筑波山を誇りに思い、筑波山をひとり占めにせず、自分の

土地利用が他人の景色を壊さないように心がける文化をつくり上げる。

地区に住む行政職員のまちづくり理念が作成したコミュニティの景観計画

市職員のまちづくりの理念で、研究学園駅の周辺計画を作ってくださいという宿題を出しました。

答えは図3-10です。「思い出づくりの道」はグリーンで、並行するバス道路の中間にある区画道路を「思い出づくりの道」にしました。



図3-10 「思い出づくりの道」計画

この道は歩行者自転車専用道路で、自動車の通行を禁止する。「思い出づくりの道」とバス道路との交差は、立体処理して、自転車を乗りやすくする。「思い出づくりの道」と「バス道路」との間にある区画道路は、制限速度 15 キロメートル・一方通行のU字型路とする (図3-11)。



図3-11 思い出づくりルートとバス道路 (研究学園駅～春日学園義務教育学校)

赤い線がバスルートで、グリーン線が「思い出づくりの道」です。

図3-12は、親子で歩く道、記憶する景色、筑波山への視点など、それぞれの場所についての説明が記載されています。



図3-12 思い出づくりルート2 (研究学園駅～ゆかりの森)

“思い出の道”を自動車が行かないですむための方法は、港北ニュータウンの計画方法で計画して頂くため、図3-13を渡しました。

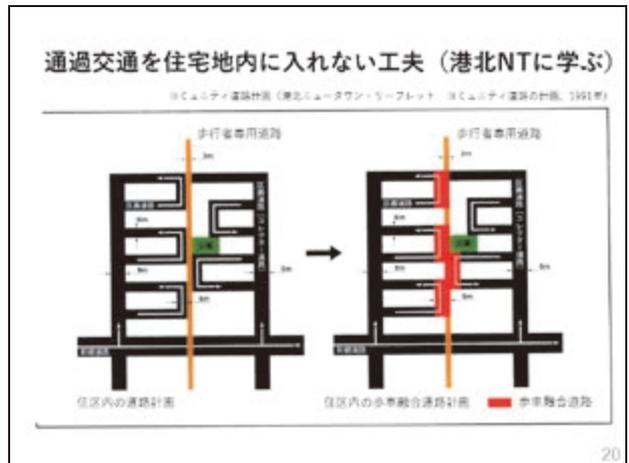


図3-13 通過交通を住宅地内に入れない工夫 (港北ニュータウンに学ぶ)

市の担当者は、図3-11のグリーン線を図3-13のオレンジ線の歩行者優先の機能を持つ道路にして、図3-14の計画図を作成しました。



図3-14 市職員の家

図3-14のグリーン線を完全な自動車排除道路にするための黄色線の設計は、係長の仕事ではなく、区域住民代表にしかできない仕事です。

黄色線の区画道路網の自動車交通を、グリーン線の歩行者自転車道路が遮断する計画です。

この案を実現できるのは、住民参加の委員会しかありません。

住民が、そうだな、いいな、こういうまちにするためなら、自分たちの区画道路は袋地にしてもいいよ、と思うようにさせるかどうかです。

この案のメリットを市が明確にして、住民参加をリードする地元役員に理解してもらったところから、住民が作る景観計画が本格的に始まります。

今、未来構想でも、戦略プランでも欠けているのは、住民参加委員会が話し合う区域を明示する、区分図がないことです。

第一歩は、市が区分図を作成すること。次に、区分図で分断されたり、浸食されたりすることになる町内会長と相談することです。

行政の職員が、そういう力を持っていることがわかったのですから、それを実行するかどうかは、市長と副市長にかかっていると思います。

今後に向けて

「つくば市未来構想」を実現するために、学識者と市民と行政が協力して、「はじめの一步」を踏み

出す委員会の設置を議会で決定してもらったらいかがでしょうか。例えば、「こどもたちが、筑波山の近景・中景・遠景を眺めながら、思い出を作る区域を考える委員会」。

つくば市の職員が、私の宿題に答えた計画案を読ませてもらったときの私の感想でございます。以上、ありがとうございました。